

令和8年度「かごしまの食」理解促進事業業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1 趣 旨

この要領は、「令和8年度「かごしまの食」理解促進事業業務委託」（以下、「本業務」という。）において、企画提案競技により業者を選定するために、必要な事項を定めるものである。

2 本業務の概要

- (1) 業務名
令和8年度「かごしまの食」理解促進事業業務委託
- (2) 業務目的
鹿児島県では、若い世代を含めた幅広い県民に対する県産食材の理解を深め、農林水産物の活用促進を図るため、県内生徒、学生を対象に、県産食材の新たな活用や若い世代をターゲットにした効果的なPR方法等について、アイデアを募集し、選定されたアイデアの実践支援等を行う「かごしまの食未来プロジェクト」に関する企画提案を募集する。
併せて、将来を担う子どもたちに農業・農村の役割、食の楽しさや大切さなどについて理解促進を図るため、食育を担う人材育成研修会の開催等に関する企画提案を募集する。
- (3) 業務内容
別添「令和8年度「かごしまの食」理解促進事業業務委託仕様書（案）」（以下、「仕様書」という。）のとおり。
- (4) 履行期限
令和9年3月17日（水）
- (5) 契約上限金額
3,000千円以内（消費税及び地方消費税を含む。）
※ ただし、この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すためのものである。

3 参加資格要件

次に掲げる項目を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 鹿児島県から指名停止措置を受けている者でないこと。
- (3) 経営不振の状態（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者、破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている者、会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始の申立てがなされている者、銀行取引停止処分がなされている者。ただし、鹿児島県が経営不振の状態を脱したと認めた場合を除く。）にない者であること。
- (4) 暴力団又は暴力団員等が、その経営に実質的に関与している法人ではないこと。また、次のいずれかに該当する法人でないこと。
ア 暴力団員等（鹿児島県暴力団排除条例（平成26年鹿児島県条例第

- 22号) 第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。)
- イ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員等を利用している者
 - ウ 暴力団又は暴力団員等に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品、その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - エ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - オ 暴力団又は暴力団員等であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用している者
 - カ アからオまでに掲げる者の依頼を受けて、応募しようとする者
- (5) 都道府県税、消費者及び地方消費税を滞納していないこと。
(6) 政治団体、宗教上の組織若しくは団体、その他鹿児島県知事が適当で無いと判断するものを除く。

4 企画提案内容

- (1) 「かごしまの食未来プロジェクト」の募集
鹿児島県内の高校生、大学生、専門学生等から県産食材の新たな活用や若い世代をターゲットにした効果的なPR方法等について、アイデアを募集すること。また募集する際若い世代へ効果的な募集方法を提案すること。
- (2) 「かごしまの食未来プロジェクト」の実践支援
審査会を経て選定したプロジェクトを支援できる体制や学生との連絡手段等を具体的に提案することとし、活動内容を幅広く県民に伝える工夫も行うこと。
- (3) 「食育を担う人材育成に向けた食育講座の開催」
食育を担う人材育成を目的として、県内において座学研修及び現地研修を組み合わせた2日間程度の研修会を実施し、研修内容や講師に関する提案をすること。
- (4) その他、今回の業務遂行においてアピールできる点等(仕様書(案)に付加して実施可能な企画の提案を含む。)

5 スケジュール

- | | |
|--------------------|-----------------|
| (1) 企画提案募集開始 | 令和8年5月1日(金) |
| (2) 質問書の提出期限 | 5月13日(水) 午後5時 |
| (3) 質問書への回答期限 | 5月18日(月) |
| (4) 企画提案書等提出期限 | 5月26日(火) 午後5時必着 |
| (5) 審査会(プレゼンテーション) | 5月28日(木) |
| (6) 審査結果通知予定 | 6月上旬 |

6 質問書

本企画提案に関して質問があるときは、質問書(様式1)を提出し、回

答を求めることができる。

(1) 提出方法

「5 スケジュール」に示している期限までに電子メールにより提出すること。

※ 電子メール送付後、必ず電話で着信確認を行うこと。

(2) 回答

質問書に対する回答は、鹿児島県ホームページ（「かごしまの食」理解促進事業の企画提案募集ページ）において公表する。

なお、質問書に対する回答は、本実施要領及び質問書の追加又は修正のみとする。

7 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

ア 参加申込書（様式2）

イ 参加資格確認申請書（様式3）

ウ 事業者概要書（様式4）

(2) 提出期限

「5 スケジュール」に示す期限まで

(3) 提出方法

電子メールによる。

※ 電子メールを送付後、必ず電話で着信確認を行うこと。

(4) 参加資格の決定及び通知

参加資格の確認については、参加申込書等の提出をもって行うものとし、結果（参加資格がないと認めた場合は、その理由も含む）については、後日、参加申込書に記載のメールアドレス宛に電子メールにて通知する。

なお、参加資格を認めた者であっても、当該確認後に参加資格を満たさないことが明らかになった場合は、当該参加資格を取り消すものとする。

8 企画提案書及び費用見積書の提出

(1) 提出書類

ア 企画提案書提出かがみ（様式5）

イ 企画提案書本体

「9 企画提案書等の作成に係る留意事項」及び仕様書を参照の上、作成すること。

ウ 費用見積書（積算内訳を具体的に示すこと）

(2) 提出期限

「5 スケジュール」に示す期限まで

(3) 提出部数

上記(1)のア : 1部

上記(1)のイ、ウ : 8部

(4) 提出方法

持参、郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）又は電子メールによる。

※ 提出した企画提案書等の差替え、再提出は認めない。なお、鹿児

島県が必要と認めるときは、追加の資料提出を求めることがある。

9 企画提案書等の作成に係る留意事項

企画提案書等の作成に当たっては、次の事項に留意すること。

- (1) 提出書類はA4サイズとし、様式は任意とする。
企画提案書については、仕様書記載の「4業務委託の内容」の項目内の企画内容が分かるように作成し、全5頁以内で作成すること。
- (2) 企画提案書の記載内容は下記に掲げる事項を含むこと。
 - ア 実施方針
 - イ 実施手順
 - ウ 企画内容
 - ① 県内学生等への周知・募集に関する提案
 - ② プロジェクトを支援する専門家に関する提案
 - ③ プロジェクト活動の具体的な計画作成支援に関する提案
 - ④ プロジェクト活動の実践支援に関する提案
 - ⑤ プロジェクト活動の成果の紹介・PRに関する提案
 - ⑥ チラシや広報誌、SNS等での情報発信に関する提案
 - ⑦ 食育講座の研修内容や講師に関する提案
 - ⑧ その他、当事業の目的を達成する提案
 - エ 事業実施スケジュール
 - オ 委託業務の遂行に係る実施体制
- (3) 企画提案書等の提出は1者1案とする。
- (4) 仕様書の内容以外に、契約上限額を超えない範囲で、本業務の目的を達成するために有益な事項があれば追加提案すること。なお、追加提案である旨が分かるように作成し、1頁で作成すること。
- (5) 採用された計画提案書の使用権は鹿児島県に帰属する。
- (6) 費用見積書の作成に当たっては、仕様書及び企画提案書等に記載した内容を踏まえて、業務を実施するために必要な全ての費用を算出すること。
- (7) 作成に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本通貨とする。
- (8) 作成及び提出に要する費用は提案者の負担とする。
- (9) 企画提案書等は返却しない。

10 審査方法及び審査結果

- (1) 審査方法
 - プレゼンテーションによる審査を実施する。
 - プレゼンテーションに参加した提案者の中から、審査基準に基づき審査を行い、特に内容等が優れていると認められる提案者を選定する。
 - ア 開催日時
「4 スケジュール（予定）」に記載のとおり
(詳細なスケジュールは、提案者に別途、連絡する。)
 - イ 開催方式
Web会議方式
- (2) 審査項目及び評価の視点
別表のとおり。
- (3) 審査結果

審査結果は、全ての提案者に対して書面により通知する。
なお、審査結果についての異議申立ては一切受け付けない。

11 委託契約の締結

- (1) 最優秀提案者となった者を委託先候補とし、鹿児島県と詳細な業務の内容や契約条件について協議し合意した後に委託契約を締結する。
- (2) 前項の交渉が不成立の場合には、順次、次点以下の提案者と交渉を行い委託契約を締結する。
- (3) 業務内容を修正した場合においても、2(5)に定める額を上限とする。
- (4) 本業務の委託契約は、鹿児島県の契約書式により契約書を作成するものとする。契約に当たっては、契約書を2部作成し、各1部を保有する。
- (5) 委託契約に係る業務の全部を一括して第三者に委託してはならない。

12 契約の方法

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び鹿児島県契約規則施行指針第24条関係第2項13号により、随意契約とする。また、契約保証金については、鹿児島県契約規則第33条第9号の規定により免除する。

13 失格要領

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 参加資格要件に該当しないことが判明した場合
- (2) 企画提案書等に虚偽の記載があった場合
- (3) 見積書記載の金額が契約上限金額を超えた場合
- (4) 会社更生法等の適用を申請する等、契約を履行することが困難と認められる状態になった場合
- (5) 審査の公平を害する行為があった場合
- (6) その他企画提案にあたり、著しく信義に反する行為があった場合

14 その他留意事項

- (1) 企画提案書等は、提案者に無断で使用しないが、審査に必要な範囲において複製を作成するものとする。
- (2) 審査の過程や結果については、鹿児島県情報公開条例（平成12年条例第113号）に基づき、不開示情報を除いて、情報公開の対象になる。
- (3) 天災地変その他やむを得ない理由により、業務の全部又は一部を発注できない場合がある。

15 担当部署

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
鹿児島県農政部農政課かごしまの食輸出・ブランド戦略室
（6次産業化支援係 担当：前田、井之上）
電話：099-286-31 FAX：099-286-5587
E-mail:6jika@pref.kagoshima.lg.jp

令和8年度「かごしまの食」理解促進事業 審査基準

審査項目	審査の基準・視点	配点
基本情報	業務の目的及び内容を正しく理解しているか。	5
業務内容	仕様書4(1)ア募集・審査 募集方法として、県内生徒、学生などの若い世代をターゲットにした効果的な募集方法が提案されているか。	10
	仕様書4(1)イ選定されたプロジェクト内容のブラッシュアップ ブラッシュアップ及び実践支援に係る専門家は、適切な助言指導が可能と認められる者が提案されているか。	15
	仕様書4(1)ウ プロジェクト活動の実践支援 ブラッシュアップや実践支援について、頻度や対象者への連絡手段、事務局の体制などきめ細やかな支援が可能と認められる具体的な提案となっているか。	10
	仕様書4(1)エ プロジェクト活動の成果の紹介・PR プロジェクト活動の紹介・PRについて、若い世代及び広く県民に紹介できる場となるように提案されているか。	10
	仕様書4(1)オ チラシや広報誌、SNS等での情報発信 プロジェクトの内容や活動等を県民に幅広く情報発信ができるよう提案されているか。	10
	仕様書4(2)イ 研修会の開催 座学研修、現地研修ともに、食育に携わる方々が更なる学びとなる研修会が提案されているか。	15
実施計画	提案されたスケジュールは、現実的で円滑な業務実施が可能なものとなっており、プロジェクト活動や研修会の進捗に対し、柔軟に対応可能なものとなっているか。	5
	提案された実施体制は、プロジェクトや研修会の円滑な実施・報告に十分に対応可能な人員が確保されているとともに、審査や研修会などに必要な知見を確保できると合理的に認められるものとなっているか。	5
実績	業務を円滑に遂行するために十分な実績を有しているか。	5
必要経費	必要な経費が適切に計上されているか。	5
追加提案	仕様書に示された以外に、独自の提案がされているか	5
合計		100